

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 児玉医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県尼崎市武庫川町4丁目16番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 20年 12月 9日
- (4) 設立登記年月日 平成 20年 12月 16日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 児玉医院	2813024987	兵庫県尼崎市武庫川町4 丁目16番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名 議決又は同意事項

令和 7年 6月 8日 令和6年度決算の決定

令和 8年 3月 31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名医療法人社団児玉医院

※医療法人整理番号01601

所在地兵庫県尼崎市武庫川町4丁目16番地

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	18,473 千円
2. 負 債 額	5,605 千円
3. 純 資 産 額	12,868 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,519
B 固 定 資 産	12,954
C 資 産 合 計 (A + B)	18,473
D 負 債 合 計	5,605
E 純 資 産 (C - D)	12,868

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 児玉医院 ※医療法人整理番号 0 1 6 0 1
所在地 兵庫県尼崎市武庫川町 4 丁目 1 6 番地

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,519	I 流 動 負 債	5,605
II 固 定 資 産	12,954	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	2,479	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	5,605
3 そ の 他 の 資 産	10,475	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	2,868
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	12,868
資 産 合 計	18,473	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,473

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名医療法人社団 児玉医院

※医療法人整理番号01601

所在地兵庫県尼崎市武庫川町4丁目16番地

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	28,369
2 事業費用	30,140
本来業務事業損失	△ 1,771
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 1,771
II 事業外収益	188
III 事業外費用	
経常損失	△ 1,583
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 1,583
法人税等	82
当期純損失	△ 1,665

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名	医療法人社団 児玉医院	※医療法人整理番号				0	1	6	0	1
所在地	兵庫県尼崎市武庫川町4丁目16番地									

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 児玉医院
理事長 児玉 岳 様

私（注1）は、医療法人社団 児玉医院 の令和7年度 第18期（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月 12日
医療法人社団 児玉医院
監事 川合 英昭

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。